

介護職員等特定処遇改善加算

◆「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

◆「見える化要件」とは

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

◆ 職場環境要件の提示

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

区分	法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、中高年齢者、経験者、無資格者等にこだわらず積極的に受入れています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。
両立支援・多様な働き方の推進	年次有給休暇の取得を積極的に推進しています。 事業所毎に有給消化率を管理者に報告し、計画的取得を促しています。
腰痛を含む心身の健康管理	特殊浴槽、リフト浴槽、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っています。
生産性向上のための業務改善の取組	5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動を実践し、職場環境の整備を行っています。
やりがい・働きがいの醸成	朝礼・終礼時に申し送り情報共有を図り、ミーティング等で課題提起、課題に対する解決・改善を図っています。